

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 8 月 7 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 オアシスソリューション
 住所 〒171-0014 東京都豊島区池袋二丁目23番21号
 代表者氏名 代表取締役 小川 隆玄
 電話番号 03-5960-7210
 FAX番号 03-5960-7211
 メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 2 年 8 月 7 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 オアシスソリューション
〒171-0014
住 所 東京都豊島区池袋二丁目23番21号
代表者氏名 代表取締役 小川 隆 玄



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社 オアシスソリューション 大阪支店		
住 所	〒564-0062 大阪府吹田市垂水町2-36-24		
フリガナ 代表者の氏名	オカワ ヲウケン 代表取締役 小川 隆 玄		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員の名 (兼任) 新任に就任した 役員です。 (R2.7.15日付)	_____ _____ _____ _____	菅田 博之 石田 宏行 安川 尚登 監査役 安岐 浩一	令和2年7月15日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 8 月 7 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 オアシスソリューション
住 所 東京都豊島区池袋二丁目23番21号
代表者氏名 代表取締役 小川 隆 玄



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

東京都豊島区池袋二丁目23番21号
株式会社オアシスソリューション

会社法人等番号	0110-01-056272
商号	株式会社オアシスソリューション
本店	東京都豊島区池袋二丁目23番21号
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	平成18年3月1日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 空調設備工事、給排水設備工事、衛生設備工事、消火栓設備工事、厨房設備工事、換気設備工事の設計・監督・メンテナンス並びに請負 2. オゾン発生装置並びに薬品・微生物処理による殺菌、消毒、消臭及び水処理に関する業務 3. 水質検査及び水質管理 4. 建具、家財、什器、洗面台、浴槽、トイレ、流し台等の住宅設備機器の販売及び卸 5. 住宅リフォーム業 6. 建築物の営繕工事 7. 水質汚濁防止機械機器の製造販売 8. 循環ろ過装置の製造、設備施工及び保守 9. 浄水器、アルカリイオン水製造機器、空気清浄器の製造販売並びに輸出入業務 10. 土木工事、造園工事、建築工事、内装仕上工事、機械器具設置解体工事その他建設工事並びに解体工事の施工、監理に関する事業 11. 建設物の設計、工事監理、調査、鑑定に関する事業 12. 蓄電池の販売及び卸並びに充電設備の設置、撤去及び保守に関する事業 13. 太陽光、風力等自然エネルギーによる発電機器の販売及び卸並びに発電設備の設置、撤去及び保守に関する事業 14. 防災倉庫、防災グッズの販売及び卸並びに保守に関する事業 15. カーシェアリングシステム事業並びに販売、設置、撤去及び保守に関する事業 16. スマートグリッドの設置、整備、保守に関する事業 17. 企業の広告宣伝・販売促進及びマーケティングに関する企画・制作及び販売に関する事業 18. 産業廃棄物収集運搬業務 19. フランチャイズシステムによる加盟店募集及び加盟店の経営指導 20. その他自然環境並びに生活安全に関する一切の事業 21. 前各号に付帯する一切の業務
発行可能株式総数	24万株

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 6万8500株		
資本金の額	金8525万円		
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについては、取締役会の承認を受けなければならない。		
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 <u>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</u>		
	平成29年 6月 1日株主 名簿管理人三菱UFJ信託銀 行株式会社を廃止	平成29年 6月 1日登記	
役員に関する事項	取締役	関 谷 有 三	平成28年 5月30日重任 ----- 平成28年 6月 1日登記
	取締役	関 谷 有 三	平成29年 5月30日重任 ----- 平成29年 5月31日登記
	取締役	関 谷 有 三	平成30年 5月30日重任 ----- 平成30年 6月14日登記
	取締役	関 谷 有 三	令和 1年 5月30日重任 ----- 令和 1年 6月13日登記
	取締役	関 谷 有 三	令和 2年 5月29日重任 ----- 令和 2年 6月 1日登記
	取締役	関 谷 有 三	令和 2年 5月29日重任 ----- 令和 2年 6月 1日登記

	取締役	<u>西原大地</u>	平成28年 5月30日重任
			平成28年 6月 1日登記
	取締役	<u>西原大地</u>	平成29年 5月30日重任
			平成29年 5月31日登記
	取締役	<u>西原大地</u>	平成30年 5月30日重任
			平成30年 6月14日登記
	取締役	<u>西原大地</u>	令和 1年 5月30日重任
			令和 1年 6月13日登記
	取締役	<u>西原大地</u>	令和 2年 5月29日重任
			令和 2年 6月 1日登記
	取締役	<u>児玉博利</u>	平成28年 5月30日重任
			平成28年 6月 1日登記
	取締役	<u>児玉博利</u>	平成29年 5月30日重任
			平成29年 5月31日登記
			平成30年 5月29日辞任
			平成30年 6月14日登記
	取締役	<u>小川隆玄</u>	平成29年 5月30日就任
			平成29年 5月31日登記
	取締役	<u>小川隆玄</u>	平成30年 5月30日重任
			平成30年 6月14日登記
取締役	<u>小川隆玄</u>	令和 1年 5月30日重任	
		令和 1年 6月13日登記	
取締役	<u>小川隆玄</u>	令和 2年 5月29日重任	
		令和 2年 6月 1日登記	
取締役	<u>菅田博之</u>	令和 2年 7月15日就任	
		令和 2年 7月15日登記	

取締役	石田 宏 行	令和 2年 7月15日就任
		令和 2年 7月15日登記
取締役	安川 尚 登	令和 2年 7月15日就任
		令和 2年 7月15日登記
東京都港区赤坂四丁目14番14-2103号 代表取締役	関 谷 有 三	平成28年 5月30日重任
		平成28年 6月 1日登記
		平成29年 5月30日重任
		平成29年 5月31日登記
		平成30年 5月30日退任
		平成30年 6月14日登記
千葉県流山市大字木627番地の5 代表取締役	小 川 隆 玄	平成30年 5月30日就任
		平成30年 6月14日登記
		令和 1年 5月30日重任
千葉県流山市大字木627番地の5 代表取締役	小 川 隆 玄	令和 1年 6月13日登記
		令和 2年 5月29日重任
千葉県流山市大字木627番地の5 代表取締役	小 川 隆 玄	令和 2年 6月 1日登記
		令和 2年 6月 1日登記
監査役	綾 部 眞 人	平成28年 5月30日重任
		平成28年 6月 1日登記
		平成30年 5月29日辞任
		平成30年 6月14日登記
監査役	丘 明 陽	平成30年 5月30日就任
		平成30年 6月14日登記
		令和 2年 2月29日辞任
		令和 2年 3月 9日登記
監査役	綾 部 眞 人	令和 2年 3月 1日就任
		令和 2年 3月 9日登記

	<p>監査役 安岐 浩一</p>	<p>令和 2年 7月15日就任 令和 2年 7月15日登記</p>
<p>取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定</p>	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	
<p>非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p>	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>平成29年 6月 1日変更 平成29年 6月 1日登記</p>	
<p>新株予約権</p>	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数 1305個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 1305株 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。 なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率 また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権1個当たり金2100円 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金2100円とする。 なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。 i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p>	

	$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$
	<p>ii 当社が時価（ただし、当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$
	$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{時 価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$
	<p>上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。</p>
	<p>iii 上記 i 及び ii のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。</p>
	<p>新株予約権を行使することができる期間 平成23年3月6日から平成31年3月4日までとする。</p>
	<p>新株予約権の行使の条件</p>
	<p>i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。</p>
	<p>ii 新株予約権者は、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。</p>
	<p>(i) 新株予約権を行使することができる期間の開始日（以下「権利行使開始日」という。）から1年を経過する日までは、割当数の2分の1を上限として行使することができる。</p>
	<p>(ii) 権利行使開始日から1年を経過した日の翌日から平成31年3月4日までは、割当数から上記（i）で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。</p>
	<p>iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。</p>
	<p>iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p>
	<p>v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。</p>

	<p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>i 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>ii 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>(ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案</p> <p>(iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案</p> <p>iii 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。</p>
	<p>平成29年5月8日新株予約権全部放棄</p> <p style="text-align: right;">平成29年 6月 1日登記</p>
	<p>第2回新株予約権</p> <p>新株予約権の数</p> <p>325個</p> <p>235個</p> <p style="text-align: center;">平成29年 2月28日変更 平成29年 3月27日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>325株</p> <p>新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。なお、平成22年5月28日開催の第4回定時株主総会の決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。</p> <p>235株</p> <p>新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。なお、平成22年5月28日開催の第4回定時株主総会の決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。</p> <p style="text-align: center;">平成29年 2月28日変更 平成29年 3月27日登記</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。</p>

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個当たり金3570円

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金3570円とする。

なお、決議日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が時価（ただし、当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後 調整前 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} + \text{既発行株式数}}{\text{時 価}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

iii 上記i及びiiのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

新株予約権を行使することができる期間

平成24年6月1日から平成32年4月30日までとする。

新株予約権の行使の条件

i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

ii 新株予約権者は、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

(i) 新株予約権を行使することができる期間の開始日（以下「権利行使開始日」という。）から1年を経過する日までは、割当数の2分の1を上限として行使することができる。

(ii) 権利行使開始日から1年を経過した日の翌日から平成32年4月30日までは、割当数から上記(i)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。

iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

	<p>iv 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>v 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>vi 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>i 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>ii 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>(ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案</p> <p>(iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案</p> <p>iii 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。</p>
	<p>平成29年5月8日新株予約権全部放棄</p> <p style="text-align: right;">平成29年 6月 1日登記</p>
	<p>第3回新株予約権</p> <p>新株予約権の数</p> <p>7410個</p> <p>6720個</p> <p style="text-align: center;">平成29年 2月28日変更 平成29年 3月27日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。</p> <p>ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</p> <p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を金8,382円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。</p>

	$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、時価（当社の株式が国内外の金融商品取引所に上場される前にあっては、調整前行使価額をいう）を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>なお、上記の算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p><u>新株予約権を行使することができる期間</u> 平成30年2月16日から平成38年2月15日まで なお、行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。</p> <p><u>新株予約権の行使の条件</u></p> <p>i 新株予約権の割当てを受けた際に当社及び当社子会社（会社法第2条3号の子会社をいう。以下同じ。）の取締役・監査役又は従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、これらいずれかの地位を有することを要する。ただし、当社若しくは当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、従業員を定年退職した場合、又は新株予約権者の退職・退任までに取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。</p> <p>ii 上記iに該当しない新株予約権者は、権利行使時においても、当社に対して役務提供を行う旨の契約が当社との間で締結されていることを要する。</p> <p>iii 相続その他の一般承継により新株予約権を取得した者による新株予約権の行使は認めない。</p> <p><u>当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</u></p> <p>i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会）で決議されたときは、当社は、当社の取締役会において別途決定する日において、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。</p> <p>ii 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。</p>
	平成29年6月1日株式移転計画新株予約権消滅 平成29年 6月 1日登記
	<p>第4回新株予約権 新株予約権の数 950個</p>

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を金6,827円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価（当社の株式が国内外の金融商品取引所に上場される前にあっては、調整前行使価額をいう）を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株価}}$$

なお、上記の算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成31年2月16日から平成39年2月15日まで

なお、行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権の割当てを受けた際に当社及び当社子会社（会社法第2条3号の子会社をいう。以下同じ。）の取締役・監査役又は従業員であった新株予約権者は、権利行使時においても、これらいずれかの地位を有することを要する。ただし、当社若しくは当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、従業員を定年退職した場合、又は新株予約権者の退職・退任までに取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。
- ii 相続その他の一般承継により新株予約権を取得した者による新株予約権の行使は認めない。

	<p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会）で決議されたときは、当社は、当社の取締役会において別途決定する日において、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。</p> <p>ii 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。</p>	<p>平成29年 2月28日発行</p> <p>平成29年 3月27日登記</p>
	<p>平成29年6月1日株式移転計画新株予約権消滅</p> <p>平成29年 6月 1日登記</p>	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する事項	平成28年4月1日東京都渋谷区恵比寿西一丁目7番7号から本店移転	平成28年 4月 1日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 2年 8月 3日

東京法務局豊島出張所
登記官

深 井 寛 之

